

公害防止管理者国家試験準備講習会を開催しました

「公害防止管理者」は、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」により、特定工場※において、特定施設の区分ごとに選任することが義務付けられています。（※特定工場とは、ばい煙発生施設、汚水等排出施設、騒音発生施設、特定粉じん発生施設、一般粉じん発生施設、騒音発生施設又はダイオキシン類発生施設を設置する工場で、製造業（物品の加工業を含む）、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属するものと定められています。）



【公害総論】



【水質概論】

当協会では、今年度も水質の公害防止管理者国家試験準備講習会を開催しました。講習会では、平成18年度から導入された「科目別合格制度」に対応すべく、全科目受講と科目を選択した受講を選べるように実施しています。

講習会は、経験豊富な当協会職員が講師を務め、7月4日～6日の3日間にわたって、茨城県産業会館研修室で開催しました。

今年度は27名の方が受講されました。試験範囲は膨大なものですが、毎年3日間の短期集中講義として、各講師とも最新の情報を入手し、ポイントを押さえたものになっていました。



受講者の方々はみな試験合格を目指し、熱心に講義に耳を傾けていました。最後になりましたが、当講習会に参加された皆様の合格と当講習会がその一助になればと願っています。

また、アンケートでいただいたご意見につきましては、今後、さらに充実した講習会にするための参考にさせていただきます。



【汚水処理特論】



【水質有害物質特論】

【大規模水質特論】